

都道府県知事あて

農林水産省構造改善局長

集落地域整備法の運用について

集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号。以下「法」という。）の施行については、「集落地域整備法の施行について」（昭和 63 年 12 月 28 日付け 63 構改 C 第 718 号・建設省都計発第 143 号農林水産事務次官及び建設事務次官依命通知）及び「集落地域整備法の運用について」（昭和 63 年 12 月 28 日付け 63 構改 C 第 719 号・建設省都計発第 144 号農林水産省構造改善局長及び建設省都市計画局長通知）によりその運用に対する大綱が定められたが、集落農業振興地域整備計画等の運用に当たっては、なお下記事項に留意されたい。

なお、このことについては、建設省と了解済みであるので念のため申し添える。

記

第 1 集落農業振興地域整備計画

1 趣旨

農業振興地域に於ける総合的な農業振興施策は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法第 58 号。以下「農振法」という。）に基づく市町村農業振興地域整備計画（以下「市町村農振整備計画」という。）により推進されているところであるが、農業振興地域と都市計画区域が重複する集落地域においては、混住化、兼業化等の進展による土地利用、水利用の混乱等から良好な営農条件の確保に支障が生じてきている。このような問題に対処しつつ、市町村農振整備計画を達成していくためには、農業生産活動と生活がその拠点である集落地域を単位として営まれていることに鑑み、良好な居住環境との調和にも配慮しつつ、集落地域における即地的できめの細かな農業上の土地利用計画と実効性のある農業振興の計画を集落地域の農業者等の意向と合意形成を踏まえて策定し、農業の生産条件の整備を推進していく必要がある。このため、農業振興地域整備制度の一計画として、集落地域整備基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づいて、良好な居住環境との調和に配慮した集落農業振興地域整備計画（以下「集落農振整備計画」という。）制度が創設されたものである。

2 集落農振整備計画の定め方

- (1) 集落農振整備計画はおおむね 10 年を見通して策定することが望ましい。
- (2) 集落農振計画の策定に当たっては、当該計画が、市町村農振整備計画に比べてより即地的に具体性をもって策定されることが望ましい。
- (3) 集落農振整備計画の策定に当たっては、市町村農振整備計画との整合性に十分留意すべきである。また、この場合、既存調査等を活用することが考えられる。
- (4) 集落農振整備計画は、市町村農振整備計画の枠内で集落地域のみを対象として策定されるものであり、これによって、市町村農振整備計画の性格が変更されるものではないことに留意すべきである。

3 集落農振整備計画の区域

- (1) 集落農振整備計画の区域は、居住環境と調和のとれた営農条件の確保を図るため集落地域における農業上の土地利用と実効性のある農業振興の計画を定める上で必要となる一定のま

とまりのある区域であるが、具体的な区域の設定に当たっては、集落地域の自然的社会的諸条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて定めることが望ましい。

なお、自然的経済的社会的諸条件としては、地形地物、行政区分、土地の属性、営農組織、生活圏等があげられる。

- (2) 集落地域のうちの農用地区域以外の区域の農用地については、集落地域の土地の農業的利用の方向付けを行う観点から、地域の実情を踏まえて当該計画区域に含めることが望ましい。
- (3) 集落地域のうち農用地区域内の農用地については、未整備であるため集落農振整備計画に位置づけて整備の促進を図る必要のあるものや、土地利用の混乱が生じるおそれがあること等から農用地区域以外の農用地と一体的にその保全及び効率的な利用を促進する必要があると判断される場合には、集落農振整備計画の区域に含めることが考えられる。
- (4) 集落農振整備計画の区域には、自然的経済的社会的諸条件からみて、一団の森林の区域であって森林としての保全が図られているもの等を除き、良好な営農条件の確保及び計画的整備を図る上で特に必要と認められるものについては、地域の実情を踏まえ、当該区域に含めることが望ましい。
- (5) 集落農振整備計画の区域には、①国有林野及び公有林野等官行造林地区、②森林法（昭和26年法律第249号）による保安林、保安施設地区、保安林・保安施設地区予定地又は保安林整備計画に基づく保安林指定計画地（用排水路等の農業用施設等の設置に係る区域で、当該保安林の解除について事前調整を了している区域を除く。）を含めるべきでない。

また、森林法第5条に規定する地域森林計画の対象となっている民有林が含まれる場合には、集落農振整備計画の策定・変更、協議の回答に当たり、市町村及び都道府県の農業担当部局は林務担当部局に協議するべきである。

- (6) 集落農振整備計画の区域の表示は、法施行規則（昭和63年農林水産省令第4号。以下「規則」という。）第2条に定めるところにより、特定の土地が区域に含まれているか否かが明らかとなるように区域を明らかにして行うものとするが、その表示に当たっては、次の事項に留意することが望ましい。
 - ア 規則第2条でいう一定の地物、施設、工作物とは、例えば道路、鉄道、河川、水路、建築物等をいい、地物、施設、工作物であっても、固定的でなく容易に移設あるいは移動できるものは用いないものとする。
 - イ 規則第2条に具体的に定めるもののほか、他の法律に基づき指定されている地域地区であって、字及び地番一定の地物、施設若しくは工作物によって表示されているものがある場合、又は公的な帳簿等によりその位置が明示されている施設等がある場合には、その地域又は施設等の名称を用いて表示して差し支えない。
 - ウ 表示の手段としては平面図を用いる場合の縮尺は、2,500分の1程度とするものとする。
 - エ 表示の時期を附記するものとする。

4 農業上の土地利用計画

- (1) 本法第7条第2項第1号に規定する「土地の農業上の効率的な利用に関する事項」に係る計画については、基本方針において定められる農業的土地利用の基本的考え方を受けて、集落地域における居住環境と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るため、農用地の利用及び農業用施設等に係る土地利用等土地の農業上の効率的な利用に関する事項について定めることが望ましい。

具体的には、

- ア 農用地としての効率的な利用を継続する農用地の位置、規模及び利用区分、農業用施設等の位置及び規模等土地の農業上の利用に関する事項
 - イ 農用地の集団化、流動化、転作、地力の維持増進等に係る取組み、農用地の保全及び利用に関する協定の活用の構想等を内容とする土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- を定めることが考えられる。

- (2) 本事項は、集落農振整備計画の基本をなすものであることから、土地の位置、地形その他の自然的条件、土地利用の動向、地域の農業生産の動向、農用地及び農業用施設等の整備の見通し、人口及び産業の見通し等を十分考慮し、農業者等の意向と合意形成を踏まえて作成することが望ましい。

なお、市町村農振整備計画及び集落農振整備計画の他の計画事項との整合性にも十分配慮するべきである。

- (3) 本事項には、集落農振整備計画区域内の土地のうち、国、地方公共団体等の整備開発計画等により他の土地利用としての方向が明らかな土地を除き、土地の農業上の効率的な利用を図るものを、地域の実情を踏まえ、定めることが望ましい。
- (4) 附図として土地の農業上の利用に関する事項等に関する内容が明らかとなるように 2,500 分の 1 程度の図面を添付することが望ましい。

5 農業生産基盤の整備開発計画

- (1) 法第 7 条第 2 項第 2 号に規定するもののうち農振法第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる「農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項」に係る計画については、次の事項を内容として定めることが望ましい。

ア 農業生産基盤の整備及び開発の方向

当該集落地域における土地条件の改良、農用地等の拡大、地目の転換、農地の保全等の農業生産基盤の整備開発についての構想

イ 事業の種類及び概要

用水改良、排水改良、区画整理、農道整備、暗渠排水、客土、農用地造成、農用地等保全施設整備、農業防災施設整備、農業集落排水施設整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落道整備等の事業の種類及び概要。

なお、事業の種類は、現行の補助事業に限らず、市町村独自のものも積極的にあげることが望ましい。

ウ 受益地域の範囲

事業の種類ごとのおおよその受益地域の所在とその面積

エ 他の事業との関連

現に実施中又は実施が予定されている農業生産基盤整備及び治水、発電、上水道、下水道、一般道路等の事業との関連

オ 附図

事業種類ごとのおおよその受益範囲を図示したもの

- (2) この計画の策定に当たっては、次の事項に留意することが望ましい。
- ア この計画は、農業生産基盤の整備開発に係る各種事業が有機的関連を保ち、その効果が総合的に発揮されるよう構成されていること。
- イ この計画に基づく事業の実施が技術的に可能であるばかりでなく、事業の経済効果が十分に期待できること。

6 農業近代化施設の整備計画

- (1) 法第 7 条第 2 項第 2 号に規定するもののうち農振法第 8 条第 2 項第 4 号に掲げる「農業の近代化のための施設の整備に関する事項」に係る計画については、次の事項を内容として定めることが望ましい。

ア 農業近代化施設の整備の方向

重点作物別の農業生産行程の分担のあり方（営農集団あるいは営農集団を超える広域単位がそれぞれ分担する生産行程等）、農業生産組織及び生産から流通加工に至る一体的な施設整備の構想

イ 施設の種類

共同栽培管理施設（農業機械、育苗施設、定置配管施設、温室管理施設、れき耕施設等）、共同集出荷貯蔵施設（集荷所、貯蔵所、集乳所等）、共同処理加工施設（穀類乾燥調製施設、

乾燥施設、加工施設、畜産物処理所等）、共同飼料供給施設（農業機械、飼料調製貯蔵運搬施設等）、共同飼養管理施設（畜舎、家畜用水施設、放牧施設、家畜管理所等）、共同飼育管理施設（稚蚕共同飼育所、壮蚕共同飼育所）等の施設。

なお、施設は、現行の補助事業に限らず、市町村独自のものも積極的にあげることが望ましい。

ウ 位置及び規模

当該施設を設置しようとする位置及びおおよその処理能力、設置台数、飼養頭羽数等

エ 受益範囲

当該施設のおおよその利用農家戸数及び受益面積

オ 利用組織

当該施設を利用する場合の組織の種類

カ 附図

施設の位置と受益範囲を図示したもの

(2) この計画の策定に当たっては、次の事項に留意することが望ましい。

ア 本事項に定める施設は、主として集落地域における農業生産及び農産物の流通加工に関する共同利用施設について定めること。

イ 本事項に定める施設は、集落地域のみを受益にするものに限らず、集落地域を超える広域の見地から当該地域に設置される施設を含めること。

ウ この計画は、既存の営農、集出荷、加工組織を前提とした整備を図るにとどまらず、当該集落地域における将来の農業生産組織等の整備を前提として施設の整備を図るよう定めること。

エ この計画は、この計画に係る施設が当該集落地域における重点的な作目の生産、集出荷又は加工の合理化を図る観点から施設相互間で総合的かつ有機的な関連をもつように定めること。

オ この計画の対象とする施設は、技術的に安定性が高く、当該集落地域において整備の緊急度が高いものであって、既存の同種施設との調和・調整が図られたものであること。

7 生活環境施設の整備計画

(1) 法第7条第2項第2号に規定するもののうち農振法第8条第2項第6号に掲げる「農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設（以下「生活環境施設」という。）の整備に関する事項」に係る事項については、次の事項を内容として定めることが望ましい。

ア 生活環境施設の整備の目標

集落地域における生活環境施設の整備の状況、優良農用地の確保に十分配慮しつつ施設整備の構想

イ 施設の種類

集会施設、農村公園、農村広場等の施設名

なお、施設の種類は、現行の補助事業に限らず、市町村独自のものも積極的にあげることが望ましい。

ウ 位置及び規模

当該施設を設置しようとする場所の位置及びおおよその規模等

エ その他の施設の整備に係る事業との関連

農道整備、農業集落排水施設整備等現に実施中又は実施が計画されている農業生産基盤整備事業等の他の事業との関係

オ 附図

施設の名称及び位置を図示したもの

(2) この計画の策定に当たっては次の事項に留意することが望ましい。

ア 本計画に定める施設は、集落地域のみを受益とするものに限らず、集落地域を超える広域

の見地から当該地域に設置される施設も含めるものとする。

イ 本計画に定める施設については、本事項に関連する集落地区計画に定める集落地区施設とその位置及び規模等を十分調整した上で定めるものとする。

8 集落農振整備計画の決定手続

- (1) 市町村は、集落農振整備計画の及び集落地区計画が基本方針を受けて一体的に定められるものであることを踏まえ、集落農振整備計画の協議の申出は、これら2つの計画が当該基本方針のもとで相互に整合性を確保するよう少なくとも区域についておおむねの調整がされた後に行うべきである。
- (2) 都道府県知事の集落農振整備計画の協議の回答は、当該計画が法第7条第3項に規定する要件に適合していること等についての審査の他、集落地区計画との整合性の確保についても十分留意して行うことが望ましい。
- (3) 法第7条第4項で準用する農振法第12条第1項（後段を除く。）の規定に基づく農林水産大臣への集落農振整備計画書の写しの送付先は、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては、沖縄総合事務局）とすることが望ましい。
- (4) 法第7条第4項で準用する農振法第12条第2項の規定に基づき、集落農振整備計画書又はその写しを縦覧に供するときは、規則第3条の規定によるほか、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するものとする。また、あらかじめ縦覧の場所等について関係者に周知することが望ましい。
- (5) 集落農振整備計画の策定又は変更に関連し、市町村農振整備計画の変更を行う場合には、当該変更の協議に対する回答と集落農振整備計画の協議に対する回答の時期が整合させることが望ましい。

9 留意事項

- (1) 集落農振整備計画の策定若しくは変更又はその協議の回答に当たっては、市町村又は都道府県の農林水産担当部局は、それぞれ市町村又は都道府県の都市計画・土木担当部局と十分協議調整を行うことが望ましい。
- (2) 都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）において、集落地区計画の策定若しくは変更又はその同意に当たっては、市町村又は都道府県の都市計画部局は、それぞれ市町村又は都道府県の農林水産・農林水産関連企業担当部局と協議することが望ましいこととされており、市町村又は都道府県の農林水産・農林水産関連企業担当部局（農業委員会を含む。）もこのことに留意することが望ましい。
- (3) 集落農振整備計画を策定する場合において、当該計画が防衛施設又はその隣接地域に係るものであるときは、必要に応じ、当該区域を管轄する防衛施設局長と連絡調整を行うよう努めることが望ましい。
- (4) 集落農振整備計画を策定するに当たっては、当該計画の対象区域及びその周辺における水質汚濁の防止その他の環境の保全に配慮するとともに、都道府県知事が当該計画の協議に回答するに当たって、都道府県の農林水産担当部局は環境部局と十分調整することが望ましい。
- (5) 集落農振整備計画を策定する場合には、史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財等の保護に配慮することが望ましい。
- (6) 集落農振整備計画に一般廃棄物の処理に関連を有する事項を定めようとする場合には、市町村の農林水産担当部局は一般廃棄物処理担当部局と連絡調整を行うことが望ましい。また、当該事項を盛り込んだ集落農振整備計画の協議に都道府県知事が回答する場合には、当該事項が市町村の事務であることに鑑み、これを尊重するべきである。
更に、都道府県知事が産業廃棄物の処理に関連を有する事項を盛り込んだ集落農振整備計画の協議に回答する場合には、当該事項につき都道府県の農林水産担当部局は、産業廃棄物担当部局と連絡調整を行うことが望ましい。
- (7) 都市基盤整備公団、地方住宅供給公社が宅地開発を行うに際して、集落農振整備計画又は協定について変更又は取消し等が必要となった場合には、市町村等は、当該計画等について所要

の調整を行い、必要な措置を講ずることが望ましい。

- (8) 集落農振整備計画に位置づける農道については、道路法（昭和 28 年法律第 180 号）の道路（道路法の道路となることが予定される路線を含む。）と路線（あるいは区間）又は機能を重複させないよう十分に調整することが望ましい。
- (9) 集落農振整備計画の区域又は協定区域に含まれることとなった土地に係る農振法上の開発許可等に関する取扱い及び農用地利用計画に関する取扱いは、当該土地が集落農振整備計画の区域又は協定区域に含まれることにより変更されるものでないことに留意すべきである。

第 2 農用地の保全及び利用に関する協定

1 趣旨

集落地域における農業の生産条件の整備を推進するためには、農業上の土地利用について市町村による集落農振整備計画の策定と相まって、農用地所有者等が自ら農業上の土地利用について方向付けを行っていくことが肝要である。

集落は、従来より、土地利用についての申合せ等による土地利用調整機能を有している。集落地域という狭域権で、錯綜する土地利用を調整し、農業上の土地利用を明確化していくためには、集落のもつこれらの機能を強化・活用しつつ農業者の話合いと合意形成を基礎にした協定によることが有効であることから、集落農振整備計画を達成する手法として農用地の保全及び利用に関する協定（以下「協定」という。）を法定協定として制度化したものである。

2 法定協定の性格

本協定は、農用地所有者等がその自由意志に基づき農用地の保全等について締結するものであり、その法的性格は私法上の契約と解されることに留意すべきである。

なお、市町村長の認定は、公的な確認を行うことにより当該協定の内容の妥当性と公益性を公示し、その適正な推進を図ろうとするものである。

また、協定は、農用地所有者等の全員の合意によって定められることとされている。

3 協定の内容

(1) 協定区域

ア 協定区域は、集落農振整備計画区域内にある相当規模の一団の農用地について定めるものとする。また、当該計画区域内に農用地区域が存し、協定締結の要件に該当する場合は、当該農用地区域内の農用地も含めて締結することが望ましい。

イ 「相当規模」については、自然的経済的社会的諸条件を考慮して地域の実情に応じて定められることが望ましい。

ウ 「一団地の農用地」とは、農用地が連担して団地性を有する農用地のことであることに留意すべきである。

エ 協定の認定に当たっては、集落地区計画の区域（集落地区計画が策定されることが確実な区域を含む。）内に存する農用地を対象に認定すべきではない。

オ 協定区域内の土地が次に掲げる場合の一に該当する場合には、当該土地を協定区域に含めることができないものであることから、これに関連して、協定に係る市町村長の認定の取消し等の手続きが必要な場合には、適切に措置するべきである。

(ア) 市街化区域に編入された場合

(イ) 都市計画法上の開発許可等の処分が行われた場合

(ウ) 農業振興地域でなくなった場合

(エ) 都市計画区域でなくなった場合

(オ) 農用地でなくなった場合

(2) 農用地の保全及び利用に関する事項

ア 協定の内容としては、農用地としての利用を継続することの他、荒し作りの防止、雑草等の適期防除、畦はん等の適切な管理、転作の実施方法等を地域の実情に応じて定めることが考えられる。

イ 協定は、農業者の自発的な意志に基づく私的な契約によるものであることから、その内

容については、農用地の処分権など、土地利用を不当に制限するものとならないように留意するとともに、次に掲げる事項は、協定に定めるべきではない。

- (ア) 土地の第三者への譲渡の禁止
- (イ) 都市計画法上の開発許可申請の禁止
- (ウ) 農地法上の転用許可申請の禁止
- (エ) 農振法上の開発行為の許可申請の禁止
- (オ) 協定からの脱退の禁止

(3) 協定の違反があった場合の措置

違反した者に対して過度の私権の制約とならないような合理的な範囲内で、例えば次のような事項を定めることが考えられる。

- ア 違約金の支払いに関すること
- イ 違反行為の差し止めに関すること
- ウ 原状の回復に関すること

(4) 協定の有効期間

ア 協定の有効期間は 10 年を超えてはならないこととされているが、協定の目的を十分に達成するためあまり短期間にならないようにするとともに、地域における社会的経済的情勢の変化にも弾力的に対処する見地から、最低限 5 年以上を目安として適切な期間を定めることが望ましい。

イ 協定の有効期間の定めのない協定は、認定の対象とならないことに留意すべきである。

ウ 集落地域における農業上の土地利用の明確化を図っていくためには、協定の有効期間終了後も、基本方針及び集落農振整備計画との整合性に留意しつつ、協定を更新する上で特に支障がない場合は協定を更新することが望ましい。

(5) その他必要な事項

ア 法第 8 条第 2 項第 5 号の「その他必要な事項」には、協定の変更・廃止に係る手続き及び協定の運営方法を定めることが考えられる。

イ 協定の廃止については、協定締結の趣旨からして全員の合意によることとする等協定の変更の場合の手続きに比して一層慎重なものとすることが望ましい。

4 協定の締結者

協定の実効性を確保するためには、関係地権者の幅広い合意を得ることが望ましいことから、法第 8 条第 1 項に定めるとおり、農用地所有者等の権利者（所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）の同意を得る必要があることに留意すべきである。

なお、協定が農業者等の自主的な契約であることに鑑み、国及び地方公共団体は協定締結者となり得ないこととされていることに留意すべきである。

5 協定の認定

(1) 市町村長は、協定の認定（協定の変更の認定を含む。以下同じ。）に当たっては、法第 9 条第 1 項に掲げる認定の基準に該当するかどうか等を慎重に検討した上でこれを行うべきである。

(2) 協定の認定の申請手続きは、協定を締結した土地所有者等の全員の連名又は代表者を選任している場合にあつてはその代表者名をもって、規則第 4 条に定める書類を申請書に添付して行うことが望ましい。

(3) 法第 9 条第 2 項の規定（令 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）による認定を受けた協定の写しの縦覧は、当該市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することにより行うものとする。

6 協定の認定基準

協定の認定の当否は、法第 9 条第 1 項各号に掲げる認定基準のすべてに該当するか否かについて審査し決定するものであるが、その具体的な決定は、次の事項等を判断して行うことが望まし

い。

(1) 法第9条第1項第1号

ア 協定に係る農用地所有者等の全員の合意が適正に得られたものであること。

イ 協定の変更、廃止手続き、運営方法が適正に定められていること。

ウ 協定区域が集落農振整備計画の区域内に設定されていること。

(2) 法第9条第1項第2号に関しては、3(2)イに規定していること

(3) 法第9条第1項第3号に関しては、協定についての考え方が集落農振整備計画に位置付けられていること

7 協定の認定の取消し

(1) 法第9条第3項の規定により協定の内容が政令第11条第3項各号に掲げる要件に該当するものと認められるに至った場合は、市町村長は、協定の認定を取り消すものとされているが、具体的には例えば次のような場合が該当すると考えられる。

ア 農用地所有者等の全員の合意形成に瑕疵のあったことが認定後において明らかとなった場合

イ 区域の全部またはその相当部分が農業振興地域外となったこと等により、協定の実行性が確保できないと認められるに至った場合

ウ 工業団地、高速道路、鉄道等の設置により協定区域が「相当規模」または「一団の農用地」の要件を欠くに至った場合

エ 災害等の事由により協定区域内の土地の現況が協定の締結時と著しく異なったものとなったことにより協定に係る農用地の利用、保全が不可能となった場合

オ 協定の有効期間が相当規模経過しても協定に定める事項が達成されず、かつ、将来にわたってもその達成が見込めない場合

(2) 市町村長は、政令第11条第3項に定める協定の取消しに当たっては、その理由を協定に参加している者に対して明らかにするべきである。

(3) 市町村長は、協定の認定の取消しを行った場合は、その旨を当該協定に係る農用地所有者等又はその代表者に通知するとともに、法第8条第2項の規定による協定区域である旨の掲示を速やかに撤去するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供している当該協定の写しのデータを削除する等の措置を講ずるべきである。

8 留意事項

(1) 協定の認定に当たって、市町村の農林水産担当部局は、都市計画・土木担当部局にあらかじめ連絡することが望ましい。

(2) 協定の妥当性の判断に当たっては、市町村は、法令に基づかない国又は地方公共団体の計画についても法令に基づくものに準じた扱いをすることが望ましい。

(3) 規則第6条に定める協定区域の明示は、協定区域への主要な進入道路沿いその他公衆の目につきやすい場所に当該協定区域を表示した図画を看板等に掲示して行うことが望ましい。

(4) 法第8条第1項の認定後、協定区域の土地が道路区域とされた場合には、当該土地について協定があることをもってこれに対抗できるものではないことに留意すべきである。

(5) 法第8条第4項に規定する「法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画」には、道路整備緊急措置法（昭和33年法律第34号）第2条第1項に規定する道路整備5箇年計画が含まれることに留意すべきである。

(6) 市町村長が法第9条第1項により認定（認定の変更に係る認定を含む。）を行う際には、当該認定に係る協定が、農振法施行規則第37条第4号、第10号、第17号、第28号、第29号及び第30号に掲げる行為の実施を妨げるものとならないようにするべきである。

(7) 協定は、営農の継続が可能な条件を備えている農用地についてのみ対象とし、有効期間は協定制度の趣旨を踏まえて適切なものにすべきであるとともに、一の協定の対象区域について、区域を区分して異なる有効期間の定めをするべきではない。

(8) 法第8条第2項第2号及び第5号には、農用地の土地利用転換に関する事項は含めるべきで

はない。

- (9) 協定を定めるに当たっては、当該集落地域内において農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく農用地利用改善事業等農用地の利用等に関する各種施策が行われている場合には、当該施策に十分配慮するべきである。

第 3 農用地区域設定の特例

1 趣旨

協定区域内の農用地については、協定を通じて地権者の意向が明確化されるとともに、集落農振整備計画に即して農用地としての効率的な利用の実現が図られていくことにより、農業上の土地利用を更に明確にするために、農用地としての利用を公的に確保する農振法第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域に編入されることが適当であるとの判断が定着していく場合も考えられる。

この場合、本法による農業上の土地利用の方向付けが、農用地所有者等の意向を踏まえて行われることに鑑み、農用地所有者による農用地区域の設定の要請という特例を設けたものである。

2 定め方

- (1) 農用地区域の設定を要請できる区域は、協定区域内の一団の農用地であるが、具体的に、当該要請に係る農用地について農用地区域を設定すべきかどうかの判断は、従来から運用されている農用地区域設定に関する方針に基づいて行うものであることから、農振法第 10 条第 3 項及び第 4 項に定めるところにより行うべきである。
- (2) 本法に基づく協定は、農業者の自発的な意志に基づいて締結されていることから、協定区域内の一団の農用地に係る農用地所有者が農用地区域設定の要請を行うに当たっては、農用地区域設定の要請に係わらない協定区域に係る農用地所有者も含めて協定参加者相互の意志疎通を図り、農用地区域設定の要請に係る協定の円滑な運営が行われるよう十分留意することが望ましい。
- (3) 協定区域内の農用地について農用地区域設定の要請が行われた場合については、農用地区域が設定された後も、特段の支障がなければ協定区域を変更する必要はなく、協定としての効力は継続することに留意すべきである。
- (4) 市町村農振整備計画に定める農用地利用計画の変更については、農振法第 8 条第 4 項、第 11 条（第 12 項を除く。）、第 13 条に規定する手続きにより行われているのに対して、本法第 10 条の規定に基づく農用地区域設定の要請に係る農用地利用計画の変更については、上記手続きのうち農振法第 11 条第 3 項から第 11 項までに規定する異議の申出、審査の申立等が省略されることとなった。

このため、市町村は、法第 10 条第 1 項に定める関係権利者の合意が得られていることを確認する等手続きに慎重を期することが望ましい。

第 4 交換分合

1 趣旨

集落農振整備計画区域内の農用地の保全及び利用を推進していくために協定制度が設けられたところであるが、協定締結後においても当該協定を維持し、又は協定締結の促進を図るためには、協定区域（協定区域とすることが適切であり、かつ、その大部分について協定区域となることが確実と認められる農用地の区域（以下「協定予定区域」という。）を含む。）を含む集落農振整備計画区域内の一定の農用地に関し権利調整を行うことが肝要であることから交換分合制度を設けたものである。

2 交換分合を行うことができる場合

交換分合を行うことができる場合は、集落農振整備計画区域内にある農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農業経営の動向等を考慮し、当該区域内の土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して当該区域内にある土地の農業上の効率的な利用の確保を図るとともに、協定を維持し、又はその締結を促進するため、特に必要があると認められるときとされている。

具体的には、例えば、

- ① 既に、協定が締結されている区域において、第三者への農用地の譲渡意向等から協定区域

の一団性が確保されがたいときに交換分合により協定区域の保全が図られる場合、

- ② 協定区域となることが適当である区域内の農用地所有者等のうちの大部分が賛意を示しているときに、賛意を示さない者の農用地について交換分合を行うことにより、協定締結の促進が図られる場合等が考えられる。

3 交換分合の定め方

- (1) 交換分合の対象は協定区域（協定予定区域を含む。）内の農用地を含む集落農振整備計画区域内にある一定の農用地とされている。

この場合、一定の農用地としていかなる範囲の農用地を含むかについては、地域の土地利用の動向、土地の関係権利者の意向を踏まえ、本法の交換分合制度の趣旨に即して決めることになるが、交換分合により、協定の維持又は締結の促進、農業上の土地利用の確保、農用地の集団化、その他農業構造の改善が図られるよう配慮することが望ましい。

- (2) 交換分合計画を定めるに当たっては、協定区域も含めた土地利用の動向、土地権利者の農業経営に関する意欲と能力を十分勘案して、協定区域内の一団の農用地の確保、農用地の集団化、その他農業構造の改善に資するものとなるよう定めることが望ましい。

4 交換分合計画の手続

- (1) 交換分合計画の決定手続は、本法で準用する土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）及び農振法の定めるところにより行うこととなるが、本法の交換分合が協定の維持又は締結促進のために計画されることに鑑み、協定の作成及び認定手続と交換分合計画の手続が一体的に、整合性をもって行われるよう留意するべきである。

- (2) 法第 12 条の規定において準用する土地改良法第 99 条第 5 項の規定による交換分合計画書の写しの縦覧は、当該市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することにより行うものとする。

- (3) 規則第 16 条第 2 項の書類の縦覧は、当該市町村の主たる事務所に常時備え付けておくとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することにより行うものとする。

5 留意事項

法第 11 条第 1 項の規定により市町村が交換分合を行おうとする場合には、同条第 2 項に基づく認可に先立ち、同項に規定する交換分合計画について、農林水産担当部局は、都市計画・土木担当部局に連絡することが望ましい。

第 5 指導推進体制

1 指導推進体制

市町村は、本法に基づく集落地域の整備が集落内の農業者の農業生産活動と住民の生活に密接に関連するものであることから、基本方針、集落農振整備計画等の内容について、集落懇談会の開催等により普及に努めることが望ましい。

2 関連制度

集落農振整備計画に基づいて集落地域の農用地及び農業用施設等の整備を円滑に推進するためには、必要に応じて農林水産省所管の既存事業が活用できることに留意すべきである。

第 6 その他

都道府県知事が基本方針を定め、または変更しようとする場合において、農業担当部局と林務担当部局とは十分調整を図るとともに、国有林野が含まれる場合には、必要に応じ、当該国有林を管轄する森林管理局長と連絡調整を行うよう努めることが望ましい。